

令和7年

## 総務委員会会議録

とき 令和7年1月5日

品川区議会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年11月5日（水） 午後1時00分～午後2時31分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 石田秀男	副委員長 塚本よしひろ
	委員 澤田えみこ	委員 山本やすゆき
	委員 石田ちひろ	委員 須貝行宏
	委員 松本ときひろ	委員 西本たか子

出席説明員	堀越副区長	久保田企画経営部長
	崎村企画課長	吉岡政策推進担当課長
	加島財政課長	柏原区長室長
	藤村総務課長 (秘書担当課長兼務)	宮尾人事課長
	田口人材育成担当課長	品川会計管理者
	大澤区議会事務局長	

○午後1時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日の予定は、審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項およびその他と進めてまいります。

また、委員会終了後には、先日実施しました行政視察の報告会も予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

本日は、7名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

併せて、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可するかしないかを判断するため、各会派の意見をお聞きしたいと思います。

なお、これまでの例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可しております。

写真撮影の許可申請につきまして、自民党からお願ひいたします。

○澤田委員

従前どおりでお願いいたします。

○山本委員

これまでどおりでお願いします。

○塚本副委員長

これまでどおりでお願いします。

○石田（ち）委員

これまでどおりに限らず、審議の妨げにならない範囲で、どのタイミングでも撮っていただいていると思います。

○松本委員

審議の妨げにならないのであれば、いつ撮っていただいても構いません。

○須貝委員

これまでどおりでお願いいたします。

○西本委員

これまでどおりでお願いします。

○石田（秀）委員長

それでは、今、皆様からご意見をいただきました。撮影につきましては、自席から撮影していただくということで決定をしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、写真撮影を申請された方は撮影をしていただきたいと思います。

[写真撮影]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

---

1 請願・陳情審査

令和7年請願第19号 敵基地攻撃ミサイル配備中止を国に求める請願

○石田（秀）委員長

それでは、予定表1、請願・陳情審査を行います。令和7年請願第19号、敵基地攻撃ミサイル配備中止を国に求める請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

本件につきましては、国に対し要望することを品川区議会に求める内容でございます。区議会として意見書を提出するかしないかということですので、理事者の説明や理事者に対する質疑を求めるのではなく、委員間での討議を行いたいと考えております。

それでは、委員の皆様におかれましては、発言を願います。

○石田（ち）委員

敵基地攻撃ミサイル配備中止を国に求める請願ということで、区議会として早急に申入れを要望するという、要請するものでありますけれども、この理由が1、2、3と今読み上げられまして、理由1のところでは、やはり多くの憲法学者や弁護士会、多くの市民団体から、憲法9条に違反すると、強い批判がされております。憲法9条2項で、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しないと定めております。敵基地攻撃能力の保有によって、敵基地攻撃ミサイル、相手国の領土を直接攻撃できる長射程ミサイルが配備されることになります。これは自衛の範囲を超えるもので、保持しないと定めた憲法に違反すると私たちも思っております。現に既に熊本県では敵基地攻撃ミサイルの配備、大分県ではミサイル基地建設と大型弾薬庫の新設計画、宮崎県ではF-35Bステルス戦闘機が配備され、京都では弾薬庫が14tも増設をされる。そして、鹿児島県では、米軍のために巨大基地建設が進んでおります。

こうした戦争の準備、戦争をする国に突き進んでいくというところでは、今こそこの憲法を活かして、9条を活かして、戦争をしない国づくりへの転換こそ必要だと思っております。

そして、2つ目の理由として書いてあります国連憲章第53条ということで、これは現在では効力を持たないと言われている議論もありますけれども、しかし、削除されずに80年近く残されたままです。さらにロシアや中国などが削除に消極的で、政治的に利用されるという状況もあります。請願にもあるように、こうした可能性はあるということだと思っています。

そして、理由3について、安保法制が多くの国民の反対の声を押し切って強行されましたけれども、こうしたアメリカが、中国からアメリカの霸権主義を守るために日本は協力せよと迫っているわけです。兵器を拡大し、アメリカの言うままにここに税金が投入をされているわけです。軍事費の拡大もGDP比の2%を要求してきておりますけれども、これを2027年までにと言っていたものが、高市首相が前倒しして、2025年度までに進めるとしてしまいました。財源はどこにあるのかということで、そういう財源の求めに対しても明確にはされておりません。消費税の増税や社会保障削減になりかねないという状況です。

この請願にもあるように、アメリカが、日本は前線に立つと明言しているというところでも、これは看過できない状況です。アメリカとともに軍拡を進めているという状況ですので、近隣国からも様々危惧する声、そして、警戒する声も上がっております。

さらには、トランプ大統領が日本に来た際に、高市首相が多くの米兵から激励の声援を受けて、拳を上げるという場面もニュースで何度も流されておりましたけれども、近隣諸国に対しても、世界に対しても、アメリカとともに軍事拡大し、戦争の準備を進めるという危険なアピールにつながりかねない

と思っております。

アメリカは日本に兵器の拡大を迫り、請願にもあるように、だから前線に立つのだと言うわけで、戦争の準備が着々と進められている状況です。軍拡を進めることは、平和を守ることにはならないと思っています。各国に向けてファイティングポーズを取っているということですね。

なので、緊張関係ではなく、戦争させないための対話による外交努力が今こそ必要です。攻めてきたらどうするのかという声もありますけれども、攻められてくるということは、それはもはや戦争です。戦争させないことこそ、政治の責任です。この請願にもあるように、区民の生命、財産を守ることは、品川区、そして、議会の責任だと思っています。政党で意見は様々違うと思うのですけれども、区議会として命を守る責任を果たすために、国に対して申入れ、意見書を出していきたいと思いますけれども、皆さんのご意見を伺えたらと思います。

#### ○須貝委員

今、石田ちひろ委員のお話にもありましたけれども、私が思うに、ロシアに一方的にいきなり攻撃されたというウクライナの惨状、我々は見せられています。多くの国民、多くの建物が犠牲になって、そして、さらに国連が機能していないという状況を見ると、自分の国はやはり自分で守る、そういう時代になったのではないかと私は思います。

国民の安全は国民が守る。こういうミサイル配備によって、攻められない、そういう攻撃を受けない抑止効果があるなら、ミサイル配備は必要不可欠ではないのかと。これだけ世界で異常な動きがあるということは、私は本当に残念でたまりませんが、やはり自分の家族、そして、自分の知り合い、日本の国内には多くの高齢者、多くの子どもたちが生活している中で、私は守ることはやはり必要ではないかと思いますので、今回、ミサイル配備中止を国に求める請願に対しては反対させていただきます。

#### ○石田（秀）委員長

ほかにご発言ありますか。よろしいですか。

それでは、令和7年請願第19号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言を願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

#### ○澤田委員

本日結論を出すで、願意に沿いがたいため、不採択でお願いいたします。

#### ○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

以下、理由を申し上げます。まず、何よりも戦争のない平和な社会で人々が安心して安全に暮らすことの平和が、最も大切なことであると考えています。その上での話となります。防衛や安全保障の問題は国の専管事項とされています。本件に関しては、憲法解釈、専守防衛の在り方、抑止力や国際法との関係など、様々な論点があり、それぞれに様々な意見があります。協議を重ね、意見を集約し、しっかりと合意形成を図っていくべき重要な事項であると考えております。

国全体での議論と国民的合意の下で進められるべきものであり、地方議会の限られた議論の中で結論を出して、区議会の意見として国に要望することは適切ではないのではないかと考えます。

個人的な意見として、平和こそ最も大切であり、戦争を起こさないために最大限努力することが重要であると考えています。しかし、近年の国際情勢を踏まえれば、国民の安心・安全な生活を守るために

は、現実的な準備も必要であるのではないかと考えております。

以上の理由から、本請願については、地方自治体として判断すべき事項を超えており、国政レベルで議論すべき課題であるということから、不採択とすることが妥当と考えます。

#### ○塚本副委員長

本日結論を出すで、結論としては不採択でお願いしたいと思います。

請願には、憲法9条違反と書かれていますけれども、憲法学者の一部にそういう意見があるということは承知をしていますけれども、政府の見解としては、相手方が日本への攻撃意図、これを示し、ミサイル攻撃の着手をしたといったことが確認できた段階で、ミサイル基地の攻撃ということは専守防衛の範囲内であると。こういう見解が示されていますので、憲法違反ということではなく、日本の安全保障の政策判断として、ミサイル基地攻撃というのは取り得るものであろうとは理解をしております。

その上で、昨今の安全保障の環境、具体的なそういう様々な最終兵器の中で、どういった防衛政策が最も有効であるのかということを考えるのは、これは国でなければなかなか正しい判断はできないというところでもございますので、地方議会として賛否を表明するということにはそぐわないものと思いますので、ここは不採択、願意に沿えないということでお願いしたいと思います。

#### ○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択をお願いしたいと思います。

先ほどもいろいろ述べました。ほかの委員からほとんど意見交換がされなかったことは、本当に残念だと思っております。これだけ区民の、そして、国民の生命、財産に関わる大事なことですので、区議会として議論するということは大変重要なと思っております。

それで、敵基地攻撃能力を保有したというところでは、先制攻撃も辞さないということが国会のほうでも明らかにされており、自衛の範囲を本当に大きく超えております。ですので、武器を持つということ、そして、自衛ではなく、先制攻撃も辞さないというところでは、本当に憲法違反だということだと思っています。

そういう下で、こうした軍拡が進む中で、自衛隊内部からも軍拡路線に懸念の声が出されていることが、様々、地元紙でも掲載をされておりました。人員が足りない。そこに新たな装備品の運用や訓練がのしかかり、限界に近い。また、アメリカや中国の争いに巻き込まれて、もう泥沼になるだけだ。政府は軍事衝突のリスクを下げる努力をもっとすべきだというような声が、自衛官の中から出されているという状況も聞いております。

ですので、そういう国民、そして、自衛隊員を守るという立場からも、こうしたミサイル配備の中止こそ、国に区議会として求めていくべきだと思いますので、採択です。

#### ○松本委員

敵基地攻撃ミサイル配備が憲法9条に違反するかですけれども、私は、配備について違反するとは思えません。我が国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段として、我が国土に対しミサイル等による攻撃が行われた場合、果たして自滅を待つべしというのが日本国憲法の趣旨とは私には考えられません。そして、答弁もそのようにされているところでございます。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限の措置を取ることは、これは他に手段がないと認められる限り、憲法上の合憲と考えております。

したがって、敵基地攻撃ミサイル配備が憲法9条に違反しているという見解は、私どもとしては取ることができず、不採択と申し上げさせていただきます。

## ○須貝委員

私は、本日結論を出すということと、不採択でお願いいたします。

理由については、先ほど述べたとおりです。

## ○西本委員

本日結論を出すということでお願いします。不採択でお願いします。

理由としては、こういう請願とか陳情とかをいただくのですけれども、私は非常に不思議で仕方ないのです。世界の状況を見たときに、もちろん対話で平和が築き上げられれば、それはすべきなことだと思います。それが目標だと思うのです。だけど、文化も違う。今の状況を考えたときに、対話で解決ができるかというと、努力はしますよ。努力はしますけれども、そのうちに、先ほど須貝委員も言っていましたけれども、ロシアのウクライナ侵攻などもあって、いきなり爆弾が降ってくるのです。誰が日本国民を守るのですか。自衛隊なのです。自衛隊の方々は一生懸命やっているのです。だけど、装備品が対応し切れていないというものもあって、自衛隊の方々はそちらのほうが憤りを感じているのです。

なので、有事の際に誰が助けるのか。武器を持つなと言ったときに、誰が責任を取るのですか。誰が戦うのですか。誰が国民を守ってくれるのですか。私は、もう少し世界の動きに目を向けて、努力はします。だけど、努力が、すぐ実現が難しい。だから、こういう抑止を持っていかないと、国民を守っていけないということもあるわけだから、それもしっかり準備を進めていかなければならないというのが、現状ではなかろうかと思っています。

なので、憲法9条の話もありますけれども、私は憲法9条に違反しているとは到底思っていませんし、もっとしっかりと見直しを含めて、憲法に対して国民をいかにして守っていくかという議論は、国民レベルでもっと深くやっていかなければいけないと思っております。

不採択でお願いします。

## ○石田（秀）委員長

それでは、本請願につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

## ○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、皆様のご意見を伺いましたので、本請願につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年請願第19号、敵基地攻撃ミサイル配備中止を国に求める請願を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

## ○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

---

## 2 報告事項

### (1) 「平和の集い」の開催について

## ○石田（秀）委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

(1)「平和の集い」の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

## ○藤村総務課長

では、私から、「平和の集い」の開催についてご説明させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。こちらにつきましては、11月1日の広報しながわでも周知を既にさせていただいているところでございますが、区議会議員の皆様にも、改めてご案内の通知というのをお渡しさせていただこうと考えております。

こちらの集いに関しましては、被爆ピアノというものをテーマに講演やコンサートを行うというようなものになっております。こちらのターゲットとしては、全ての年齢層というところを考えておりまして、目的といつしましては、戦後80年であったり、非核平和都市品川宣言40年の節目の年に、改めて平和について考える機会にしていただいたり、次世代に平和意識を継承するような機会としたいというような目的で実施するものでございます。

項番1に参りまして、日時ですが、令和7年12月10日、来月の10日の水曜日という形で予定しております。お時間としましては、午後5時から7時半という予定になっております。

また、2番に参りまして、会場が荏原文化センターの大ホールになります。

定員は400名を予定しておりますが、定員を超えた場合は、区内在住の方を優先し抽せんという形になりますが、なるべく多くの方に参加していただけるように周知を進めているところでございます。

4番の内容というところですが、今回、こちら、2部構成としておりまして、1部につきましては、非核平和の40周年の記念式典でご講演をいただきました、作家の指田和さんという方によります『ヒロシマのピアノ』という絵本の朗読をしていただきまして、朗読に加えて、この絵本製作に係る思いですとか、そういうのをお話ししていただくというのが、第1部として予定しております。

続きまして、第2部ですが、こちらが被爆ピアノのコンサートというような形になっております。まず、最初に、今年度、広島・長崎に派遣生として行っていただいた方から、平和のメッセージというのをいただいて、こちらをスタートとして、次に山中小学校の合唱団に「クスノキ」という歌を歌っていただくような予定になっております。

最後、東京2020パラリンピック開会式で国歌を独唱したシンガーソングライターの佐藤ひらりさんという方、全盲の方になるのですが、この方に平和をテーマにした歌唱と演奏というものをいただくような構成として実施してまいりたいと思っているところです。

## ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

## ○石田（ち）委員

被爆ピアノということで、大事な取組だと思っておりますけれども、広島から運んでくることになるのですか。こういうことは結構全国各地で開催されているものなのですかね。それで、今回は品川にそれが来るということなのだと思うのですが、その確認と、あと、参加400人ということですけれども、どのような参加の周知、呼びかけというのを、ホームページに載せますとか、SNSで流しますとか、あと、各地域センターとかにチラシを置きますとか、そういうことになってくるかと思うのですけ

れども、それ以外にさらにどういった広げ方があるのか。ぜひ広げていただきたいという立場でお聞きしたいと思います。

#### ○藤村総務課長

何点かご質問をいただいたところです。まず、ピアノを広島から運んでくるというところですけれども、今回、ピアノを貸していただける方が、広島にある矢川ピアノ工房さんというところで、ピアノの調律師の方がやっている工房になるのですけれども、その方がトラックで広島から運んで来ていただくような形になるので、広島から運んでくるというような形になります。

また、全国でこういったことをやっているかというと、どこの自治体でということは今手元に資料はないのですけれども、自分のできる平和運動として、この方、7台ほどたしか被爆ピアノというのを修理されていて、全国で巡業ではないのですけれども、コンサートみたいなものを開催していらっしゃるので、品川のほうが、やってきたというよりは、お願いしたので来ていただいているというような形になつております。

今回、荏原文化センターの大ホールで400人ということで、周知方法ですけれども、従来どおり、ホームページ、SNS、チラシというところも広報の方法として考えておるところですけれども、あと、今回、やはり次世代に伝えていくというところもございますので、従来、学校にもチラシ等はまいているのですけれども、もう少し学校に直接連絡するですか、幅広い子どもたちに来ていただけるような形で、少し広さというよりは、深さを深めて周知をしていきたいと考えているところです。

#### ○石田（ち）委員

分かりました。ぜひ広く呼びかけて、特に次世代にというところは大事だと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○西本委員

確認です。今の話の中で、広島から運んでくるという話がありました。ということは、結構なお金がかかるのではないかと思うのです。これに関わる金額はどのくらいかかっているのか。これ、たしか無料ですよね。参加費はなかったと思うので。

それと、お金絡みで、佐藤ひらりさんにしていただけるということなのですが、講演料などいろいろあると思うのです。これらの予算上の話を少し教えていただければと思います。

#### ○藤村総務課長

予算ですけれども、予算の総額としては、180万円余ということでやつておるところです。

講師に支払う費用というところで、ピアノの演奏者に支払う費用として、ひらりさんに10万円程度というところで予定しております。

ピアノの運送委託のほうについては、今手元で詳細というところがございませんけれども、こちらの費用の中、委託料としては当初91万円ということで取っているのですが、その予算内に収まる形で実施できる形ですので、その中で実施していくような形になります。

#### ○須貝委員

少し調べてみたら、全国で実施されているということで、音色を通じて平和の尊さを感じてもらうということなのですが、今まで平和の集いというのは別の形でやっていたかと思うのですが、今回、被爆したピアノということなのですが、少し不思議だと思うのは、被爆しているピアノが民家にあり、学校にある。いろいろ様々だと思うのですけれども、あれだけ強い衝撃を受けたものが、音が本当にきちんと取れたのか。全部、弦も張り替えて調律したかと思うのですけれども、ピアノ本体は変形しているに

もかかわらずやったということは、ほとんど全修復をされていると思うのですが、もともとのものとは相当違うように感じるので、もし分かればの話ですけれども、大半が残っていて、外観も残っていて、使える状態だったのか。それとも、全部、木の部分から何から交換したら全く新品と私は変わらないようなことを思うのですが、その辺、こんな嫌な質問ですが、どうなのですか。逆に、新品のピアノを弾いて、それで平和を訴えるというのが、尊さを感じてもらうという純粋なやり方でよかつたのだと思うのですけれども、その辺、どうなのですかという質問をさせていただきます。答えられる範囲で教えてください。

○藤村総務課長

ピアノは新品でもよかつたのではないかというご趣旨のご質問かと思いますけれども、この被爆ピアノというのが、いろいろ定義があるのですけれども、ここで述べさせていただく定義というのが、広島だったりとか長崎の爆心地から3km程度の中にあったところのピアノというところで、原爆の爆風で閃光、放射能等を浴びたというところのピアノの総称というような形になっています。

こちらにつきましては、やはり損壊の具合というのはあると思うのですけれども、現物をとどめていないというようなものではないとは、ある程度修理して、使える状態のものを今回矢川さんのほうでご準備いただいているということで、全く入れ替わって新品になっているというようなものではないと認識しております。

また、新品ではないものを使う意義というところですけれども、やはり今回、講演と併せて実施させていただくところですが、ピアノに関する思いですか、ストーリーというもの、そちらを踏まえつつコンサートを聞いていただくということで、平和に対して深い思いを持っていただくというような意義が出てくるのではないかと思っています。

○須貝委員

本当に意義はよく重々分かるのですけれども、ピアノとか、大体楽器というのはかなり精密なものなので、あれだけ被爆というか、爆風を浴びたり、高熱を、壁で塞がれるにしても、人だけでも、被爆した人はやけどを負ったり、相当の高熱の中で苦しい思いをしたわけですよ。私とすれば、それでピアノだけは健在だったというのは考えにくいのです。どのように修復したかはまた別の話として、平和の尊さを感じてもらうということならば、それはそれでまた意義があると思うのですが、全国でやっているし、少し違和感を持つてしまうということだけ言わせていただきます。

○塚本副委員長

この平和の集いの動画配信やアーカイブというのは、そういうことは考えていますか。いわゆるアーカイブみたいにして、希望される方に品川区の図書館で見られるようにするとか、あるいはユーチューブみたいなのでいつでも見られるとか、そのようなことというのは、権利上、まず可能かどうかという問題もあるかもしれないのですけれども、その点についてお考えをお聞きしたいのですが。

○藤村総務課長

こちらの動画配信ですか、アーカイブというところですけれども、先ほど副委員長おっしゃったように、権利上の問題というところがあるので、少しでもできないかというところで、今、先方と交渉しているようなところになっております。

○塚本副委員長

ぜひできる限り、参加できるのが400人という限られた人数なので、多くの方に広まるというか、周知できれば、見ていただければという思いがあるので、善処していただければと思いますので、よろ

しくお願いします。

○澤田委員

ご説明ありがとうございます。1つお伺いしたいと思ったのが、山中小学校の合唱団の皆さんが今回選ばれたというか、参加されることになったと思うのですけれども、その経緯というか、何で山中小学校なのかというのをお伺いできたらと思います。

○藤村総務課長

当初、中学校で合唱をしていただけるところはないかというところで探していたところなのですけれども、中学校では事実上見つからなかつたというのがありますて、ほかの学校等々、教育委員会にお話を伺つたところ、ちょうど山中小学校の合唱団が、やってみたいということでお声をいただいたので、今回、ご協力していただくという形の流れになったというのが経緯です。

○澤田委員

ありがとうございます。子どもたちにとって参加することで平和についてより深く考える良い機会にもなるでしょうし、舞台に立つということももちろん大切な経験だと思うので、今回は山中小学校でしたけれども、今後、こういう取組が続いていくのであれば、いろいろな学校の子どもたちに経験していただけるといいと思いますので、広げていただけたらと思っております。よろしくお願いします。

○石田（秀）委員長

ほかによろしいですか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

○石田（秀）委員長

次に、(2)令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、私から、令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要についてご報告をいたします。去る10月14日、特別区人事委員会から、各区議会議長および各区長に対して勧告が行われました。資料1ページの上段、枠囲みの中をご覧ください。本年の公民比較の結果、職員の給与は、民間従業員の給与を1万4,860円、率にして3.80%下回っておりました。月例給につきましては、その較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行うこととし、初任給につきましては、I類、大卒程度では1万2,000円、III類、高卒程度では1万8,300円、それぞれ引き上げるというものですございます。特別給につきましては、年間の支給月数を0.05月引き上げ4.9月とし、期末手当、勤勉手当に均等に配分するというものですございます。これによりまして、職員の平均年間給与は約27万6,000円の増となるという内容でございます。

その下、職員の給与に関する報告・勧告をご覧ください。I、職員と民間従業員との給与の比較でございます。

1の職員の給与等実態調査の内容といたしまして、令和7年4月現在、職員の平均給与月額は39万1,462円、平均年齢は38.6歳でございます。

2の民間給与実態調査の内容でございます。同じく令和7年4月現在、調査対象の規模といたしまして、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所について、特別区内の1,162の民間事

業所を対象に調査を実施し、704事業所、5万7,494人の調査が完了したところでございます。

3の公民比較の結果でございます。月例給では、民間従業員が40万6,322円、職員が39万1,462円ということで、その差が1万4,860円、民間従業員が3.80%上回っている状況でございます。特別給では、民間の支給割合が4.92月でありますのに対し、職員の支給割合が4.85月であるため、支給月数の差は0.07月でございます。

4の公民比較方法の見直しでございます。各特別区における厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するため、公務の職務・職責を重視し、大都市にふさわしい、より規模の大きな企業と比較する必要がございます。本年、人事院は、国家公務員の業務の重要性・困難性が高まっているとして、官民給与の比較のための対象企業規模を100人以上に見直しました。これを受けまして、特別区におきましても、公民比較の対象企業規模を月例給・特別給共に100人以上としております。

2ページをご覧ください。5の本年の公民較差算出と6の差額支給の項目でございますが、令和元年の勧告以降、給料月額が各級の最高号給を超える差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出していましたが、差額支給者の割合が全体の約1%まで減少している現状を踏まえまして、今回の勧告において取った措置は本年を最後の実施とするとしております。

続きまして、IIの公民比較に基づく給与改定についてでございます。

1の給料表ですが、初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつも、全ての級、号給について引上げ改定を行うものでございます。

2の特別給につきましては、民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引き上げ、引上げ分については、期末手当・勤勉手当に均等に配分するというものでございます。

3の実施時期でございます。給料表の改定については、令和7年4月1日に遡及して実施し、特別給については、改正条例の公布の日から実施するものでございます。

3ページに参りまして、下段、III、特別区における社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）でございます。管理職の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現、早期昇格者の処遇改善を図るため、国を参考としつつ、特別区の実情等を考慮した給与制度のアップデートを行うものでございます。

見直しの内容としましては、5級（課長級）は、初号近辺の号給をカットし、給料月額を引き上げるというもの、6級（部長級）は、初号の給料月額を引き上げつつ、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成とするものでございます。昇給については、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行い、昇給の号給数は、国の内容と同様に見直すとしております。こちらの実施時期は、令和8年4月1日でございます。

続きまして、4ページ、IV、管理職手当額の見直しでございます。管理職の給料月額における見直しの趣旨に基づき、管理職手当の額についても見直しに向けた検討が必要であること、国や他の地方公共団体の状況、民間給与との均衡を考慮し、特別区の実情を踏まえまして、適切な手当額の設定に向けた検討をとされております。

以上が、特別区人事委員会における職員の給与に関する報告及び勧告の概要でございます。

続きまして、人事・給与制度に関する意見でございます。

2の時代に応じた採用制度の見直しについては、人材確保、成長支援策の検討について言及するとともに、採用試験の見直し・検証、採用PR活動の重要性、障害者雇用の促進について述べております。

3の人才の育成については、人事評価制度の適切な運用、5ページに参りまして、管理職・係長職の育成、女性活躍の推進などの必要性や、高年齢層職員の能力・経験の活用について述べております。

次に、勤務環境の整備等に関する意見でございます。1の誰もが活躍できる勤務環境づくりでは、職員のやりがいや意欲を高める環境づくりとして、テレワークやフレックスタイム制などの勤務環境の整備、仕事と生活を両立するための支援策として、育児休業を取得しやすい環境の整備などについて述べております。

6ページに参りまして、魅力ある職場づくりの基礎となる勤務環境づくりとして、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進について言及するとともに、メンタルヘルス対策として、管理職の役割や職員のセルフケアの重要性、ハラスメントのない職場の実現に向けた相談体制の拡充、カスタマー・ハラスメントの根絶に向けた取組の必要性について述べております。

続きまして、2の区民からの信頼の確保のところでは、不祥事に対する早期発見・早期対応、再発防止の取組について述べております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○須貝委員

公民の比較方法なのですが、1ページの下段にありますけれども、有為な人材を確保するため、公務の職務・職責を重視し、大都市にふさわしい、より規模の大きな企業と比較する必要があるとありますが、品川区というのは、中小企業のまちであり、個人事業主のまちで構成されていると思うのです。そうすると、こういう人事院勧告が出ていますけれども、職員の給与に対して、区民を意識しないで、このように賃金を上げていくというのはどうなのかと。こういう大都市にふさわしいとか、より規模の大きな企業と比較するとか、そういう文言というのはあまりふさわしくないと思うのですが、どうでしょうか。教えてください。

そして、東京都産業労働局が令和5年度に調査しています。都内の民間企業の平均年収は、約550万円から600万円、品川区は約700万円近く行っていると思うのですが、特に大企業でも600万円を超える水準もありますが、平均的な民間企業では、品川区の職員より100万円前後低いというようなことを東京都産業労働局で言っています。

そうすると、この人事院勧告というのは、全くそういうことを関係なしに、このように賃金改定を勧告してくるのかと思うのですが、その点について、その2点について、お聞かせください。

#### ○宮尾人事課長

2点、ご質問をいただきました。まず、今回、公民比較の対象規模を100人以上としたことについてでございますが、前提といたしまして、国の人事院が国家公務員の業務の重要性・困難性が高まっているとして、公務員給与の比較のための対象企業規模を100人以上としたことがございます。それを受け、東京都でも同様に、今年は100人以上しております。

東京の人口の約7割が集中をしております特別区におきましても、特別区というのは区民に最も身近な基礎的な自治体として、常に時代にふさわしい意識を持って、それぞれの地域特性に応じた先進的な施策というものを今後も展開をしていく必要がございます。

また、今日の厳しい採用環境を踏まえまして、有為な人材を確保していくためには、より公務の職

務・職責を重視した企業と比較する必要があるということから、本年、特別区の人事委員会におきましても、公民比較の対象企業規模を月例給・特別給共に100人以上としたというところでございます。

それから、職員の給与水準のところでございますけれども、こちら、人事委員会のほうでは、毎年、公民の給与を正確に比較して得られた結果でございますので、こちらについては適正と考えてございます。

我々公務員の給与は、市場原理による給与決定が困難であること、それから、職員も勤労者である、適正な給与を確保する必要があるということなどから、その時々の経済情勢等を反映して決定される民間従業員の給与に公務員の給与も合わせていくということが、最も合理的、かつ、広く区民と職員の理解が得られるのではないかと考えてございます。

#### ○須貝委員

今、ご答弁いただきましたけれども、本来なら、品川区内の産業というところに目を当てるならば、私は大分差が出てきている。逆に公務員給与が増えているのではないかと思うことと、採用を確保するなら、若年層に厚くすればいいわけですよ。全部平均的にみんな上げていくということは少しおかしいのではないかと思うのですが、あと、実際、消費者物価がこれだけ高騰して、消費者の使う、消費比率というのですか。これだけ消費が増えましたという状況を見ると、年間2.7%物価が上がったということならば、年間大体8万円から10万円、物価が上がった。その分に関して今回賃上げするというのは分かるのですが、こうやって平均で年30万円以上上がるというのは、大分違いがあるのではないかと。ほとんどの国民、区民は、物価が上がっても収入が増えない。ボーナスなども、中小企業は年間で2か月分しか出ない。要は、年収で480万円から520万円しか出ないという現状を踏まえると、品川区もそういうところに23区も目を向けていかないと、私は区民に対して、やはり税金で貢われるわけですから、その辺も配慮する必要があるのではないかと思うのですが、その辺についてもご見解をお聞かせください。

#### ○宮尾人事課長

まず、今回の人事委員会勧告の内容ですけれども、全ての級、号給で引上げをという内容にはなっておりますが、その引上げ方につきましては、若年層に重点を置きつつというところでございます。全ての職層に対して一律に同じような改定率を加えるのではなくて、若年層に重きを置いているというところはございますので、そちらはまずご理解をいただきたいと思います。

それから、人事委員会勧告なのですが、こちらは、社会一般の情勢に適応した適正な給料を確保するという機能を、勧告というものはそもそも有しているというものでございます。そのために、先ほども少し説明の中でも触れましたが、とても規模の大きい調査を行って、そして、今、民間の給与が実態としてどうなっているのかというところを詳細に調査して得られた結果が今回の勧告につながっていると思いますので、そちらについてはどうかご理解をいただきたいと思います。

#### ○須貝委員

調査と言われましたけれども、1,000社ですよね。それと全体を見るのとまたわけが私は違うと思うので、給与が高いところをチョイスすれば、そのように高くなるし、低いところをチョイスすれば低くなるわけで、人事委員会の勧告に対しては疑問に思うし、何もこれに従うことは品川区としてもないわけですから、多くの区民の方の理解を得られるかどうかというのは、非常に疑問に思います。

#### ○石田（ち）委員

私は、須貝委員とは違って、さらに給与を上げるというか、やはり公民較差がまだ解消されていない、

あるという状況の下で、まだ上げられる状況、上げていただきたいという状況かと思っております。

前回、去年でしたか、若い世代への引上げを重点に置いて、中高齢層はたしか1,000円ぐらいしか上がらなかつたということで、やはり同じ職員として、新たに入って働いていただく方を増やすためにも、若い世代に厚くというのは分からぬでもないのですけれども、それ以外を上げないということでは、大変厳しい勧告だったと思っていましたが、今回はそれ以外の職員も、昨年を大幅に上回る引上げがされるということでよかったですと存じますし、労働組合の皆さんも懸命に声を上げてきましたので、そうしたこと反映された結果かと思ってますが、まだ民間に追いついていない。そして、この物価高の下で、それを上回る賃上げになつてないということですので、引き上げていくということをしていくべきだと思うのですけれども、先ほどご説明にあったように、対象企業規模を100人以上にしたというところですが、50人だったものを100人規模にしたというところで、よかったですと存じますけれども、区としては、何千人も職員がいらっしゃいますので、1,000人規模でもいいのではないかという思いはしています。

そうしたところを区としてはどうお考えかということと、あと、最後のほうに、魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくりというところで、長時間労働の是正ということも言われておりますので、長時間労働を是正することは本当に大事だと思いますし、教職員のことも書かれているので、本当にそうだなというふうに、私たちも長時間労働の是正を求めてきましたけれども、さらに高効率化させていくとともに、やはり人材確保をもっと増員させていく必要があるのではないかと思いますが、こうした勧告を受けて、どのように考えていくのかというのを伺いたいと思います。

#### ○宮尾人事課長

まず、調査の対象とする企業の規模のところでございますけれども、今回の特別区の人事委員会勧告におきましては、国の動向、それから東京都の動向、こういった周辺の動向も踏まえて、それとの均衡を著しく失すことのないようにという狙いが込められてございますので、こちら、規模を1,000人規模ということで、かなり規模が一気に大きくなってしまうと、それはそれでまたもしかすると均衡を失すという部分が生じてしまうことにもなりかねませんので、こちらについては慎重に動向を注視してまいりたいと思っております。

それから、人材確保というところでございますけれども、この間、確実に職員の定数については、おかげさまで増員を図らせていただいているところでございます。今後も、業務量、それから業務内容に応じて、適切な人員の確保については、必要に応じてしっかり努めてまいりたいと思っております。

#### ○石田（ち）委員

いきなり企業規模を大きく動かすというわけにはいかないのかもしれないのですけれども、企業規模からいくと、本当に100人では小さいと思っています。

それで、須貝委員からも、区民の収入というのは、やはり物価高で大変だというのは、それは間違なくありますけれども、それこそ政治の責任で、企業の賃上げ、長いこと、実質賃金は上がったといえども、本当に微々たるもので、下がり続けてきた状況ですので、そこの賃上げをさせていくということでは言えども、やはり政治の責任かと思いますし、中小企業は独自に賃上げが難しいですから、そこにこそ政治の支援をしていくことが必要だと思っています。

ですので、さらにこういった区の職員給与とともに、区民を、そして、中小企業も支えるということでは、やはり私たち区議会がさらに声を上げていくべきではないかと感じています。

なので、さらに増員のところ、職員を増員させていっているということですけれども、させている下

でもこういう長時間労働がまだ残っているということですので、さらに新たな施策も打たれ始めている品川区としては、職員の負担軽減のためにも、さらなる増員を引き続き検討していただきたいと思っています。

○西本委員

確認をさせていただきたいのですけれども、これ、例えば、意見のところ、P13とかP20とか、書いてあるのですが、これは大本のところがあって、そこからの抜粋ということですね。大本はそれは人事委員会だから、特別区に対してこのような方向でやってくださいということでの意見という認識でよろしいですか。

○宮尾人事課長

まず、こちら、今日、委員の皆様に配付させていただいた資料は、あくまでも概要ということになつてございます。委員お見込みのとおり、本体というものがございまして、こちらは人事委員会のホームページにもアップをされているものでございます。今回は、毎年、こちらの概要で説明をさせていただいておりますが、ページ数についてはそういう意味でございます。

こちらの意見については、おっしゃるとおり、人事委員会が各区に求めるまさに意見、勧告でございまして、これを踏まえて各区は人事の様々な対策を考えていく、その一つということで捉えているところでございます。

○西本委員

となれば、この意見に対して、品川区はどうするのだという話が当然出てくると思うのです。今回は給料の金額が変わりましたということなのでしょうけれども、それ以上に大切なのは、職場環境をどうすべきなのかというところだと思うのです。意見だから、人事委員会からの意見であって、それを品川区はどのように捉えて、どのように職場環境をよくしていくかというふうになっていくべきだと思うのです。

それについては、今後何か発表があるのですか。それとも来年度の、いろいろと予算立てをしているところだと思うのですけれども、その中で組み込んでいくものなのか、どういう動きになりますか。

○宮尾人事課長

この意見の中には、当然、これは各区の人事所管部署が、こちらの意見、勧告を尊重すべき内容でございます。実際にそれを受けて、例えば予算化を検討したりですとか、まだこの部分、未着手の分野があるとしましたら、それは当然に予算化なり具現化に向けて検討するところでございます。

一方で、意見は各特別区の実情をつぶさに把握をした上で意見にはなっていない部分も中にはございますので、例えば、当然ですけれども、品川区には取組に着手しているという部分も大半ございますので、そういうところも見ながら、何が今、品川の中で未着手か、まだ十分でない部分があるのかというの、これを見て常に検討しているところでございます。

○西本委員

それならば、品川区としてどのような見方を、どのようにこれからやしていくのかというのは発表すべきだと思うのです。こういう職場づくりをやっていきますということを、いろいろ参考にしてつくっている、対処しているということなのでしょうが、やはり品川区、区としてこういうことをやっていきますというのは、公のところで発表するなりしていく必要があるのではないかと思うのですけれども、これからそういうことはこれからやらないのですか、やるのですか。

○宮尾人事課長

これを、勧告の意見を受けて、取組状況をというところは現時点では考えておりませんが、例えば、これを受けて予算化を検討するものというのも当然ございますし、また、毎年12月には、区の人事状況がどうなっているかというものをホームページ上にも公表等もしております。

職員の勤務環境の改善については、日々、こちらは職員向けにも出させていただいているところでございまして、そういったところも総合的に見て、いろいろ対策を進めているところでございます。

#### ○西本委員

何を言いたいかというと、例えば、環境づくりというところを見ると、長時間労働の是正とか書いてあります。これ、やはりある部署に非常に比重がかかっているというような部署もあって、例えば、教育委員会の学務課のところだと、具体的に言うと、いろいろな問題がいっぱいあるわけです。だから、今回の決算特別委員会のときも、いろいろな議員から、「大変なのではないですか」という意見もたくさん出たのです。だから、やはり私たちも、事業の中で非常に負荷がかかっている部署が多い、あるということを感じているわけです。それについては、やはりこういう形で是正していきますというものがないと、見て分かりますから、私たちも不安な状況です。いろいろな事業をやろうとするときに、これは負荷がかかるだろうと思うのです。

だから、そういうのをやはり公の場所でしっかりと、こういう形の現状をこのようにして対処していくますよと言うのは必要なことではないか。少なくとも議会のほうへは、その対応策というのは報告するべきではないのかと思うのです。これは私の意見ですけれども、ぜひ今後やっていただきたいと思うのです。

それで、細かいところになるのですけれども、分からるのは、見直し内容の中で、行政職給料表というので、5級6級というところは、意味がよく分からないです。課長は号給をカットする。給料月額を引き上げる。部長級は、月額を引き上げつつ、給料月額を刻みの多い簡素な号給構成とする、これ、よく分からぬのですけれども、どういうメリットがあったのかということと、それと、100人以上の企業ということになると違うかもしれない。もう少し大きい会社になるかもしれないのですけれども、結局、人材確保という形で、初任給、これは入っていないと言っていますけれども、大手会社は初任給をすごく高くしていますよね。そういう工夫をしているわけです。途中段階でそんなに上がらないという状況になっているのですよね。

そうなってくると、公民較差を調べるときの階級の在り方、階級によってとか、年数によっての在り方は見えないですか。そこと、品川区役所の職員というのは階級がはっきりしていて、その階級の流れでやっていきますよね。だから、その整合性というのは、きちんと細かいところまでやっているのですか。それとも、大ざっぱに上がったからとか、ステージを上げようとなっているのか。階級ごとによって、どういう見方をして査定しているのかという、それを教えてほしいと思うのです。

#### ○宮尾人事課長

幾つかお尋ねをいただきました。まず、区の負荷がかかっている部署につきましては、我々も当然把握はしております。例えば、超過勤務時間数が部署ごとにどうなっているかという情報というのは常に確認をさせていただいて、年に何回か、課長会のほうでも出させていただいて、多いところは注意をというような形をさせていただいたりしています。

それから、来年度の次年度の職員の人数を決める、そういったやり取りをさせていただくときも、そういうものを踏まえて考えさせていただいているところでございます。

そういった結果、職員の数を増やすということになりましたら、定数条例の改正という形で、当然で

すが、議会のほうにもお諮りをさせていただいているというところがございます。

それから、今回の管理職の見直しというところでございますけれども、まず、課長級につきましては、5級という級の中に、さらに我々の給料は級の中に号給というものがございます。それが現在は、課長級の場合は1から109までございます。これを来年の4月からは77に減らすという内容になっておりまして、端的に申しますと、現在の下のほう、1から33号給を全部一くくりにして1にしてしまう。どういうことかというと、若くして早く課長になられる方は、これまでのが1個にぐっとまとまりますので、これまでだったら、下のほうの方が一気に上に給料が格付けられると。このようなイメージを持っていただくとよろしいのではないかと。

6級の部長級につきましては、現在、89号給までございますものが、今度、9号給にまとめられます。これは国ではこのような形を取っておりますので、それに倣ってというところになってございます。

それから、給料の上がり方というところでございますけれども、そこも含めて民間の調査の結果を踏まえて、そのカーブというか、そういうものを捉えているというところでございます。

#### ○西本委員

最後に、退職金の計算というのは、この給料表からの換算になってくるという理解でよろしいですか。

#### ○宮尾人事課長

委員お見込みのとおりでございます。退職金につきましては、今回の改定されたものをベースに、決められた方法で算定をしていくということになります。

#### ○山本委員

私からも質問させていただきます。まず、昨今の状況を踏まえて、優れた人材を確保するためには必要な対策だと考えております。この給与改定が進むということで、来年度の予算上への影響をお教えください。

また、再来年度以降の今後の給与の見通しなども、上昇していくとか、大まかにでも想定されているようでしたら、教えてください。

#### ○宮尾人事課長

今回のこの人事委員会勧告をそのまま実施した場合の影響額というところでございますが、まだ粗い試算ではあるのですけれども、大体、額にいたしまして、9億5,000万円程度を想定しております。

こちらにつきましては、年度がこれから進んでいって、数字をしっかりと見ながら、場合によっては、例えば補正予算で上程をさせていただくとか、そういったことも考えているところでございます。

それから、今後の見通しというところでございますが、こちらについては、一人事課長がどこまでというところはありますけれども、当面、こういった局面が少し、特に急に局面ががらっと変わるというところではないのかという見立てを持って当たっているところでございます。

#### ○山本委員

ありがとうございます。

確認になるのですけれども、9億5,000万円というのは、来年度実施ですから、来年度1年間の見通しをおおよそ示しているということで合っていますでしょうか。

#### ○宮尾人事課長

こちらの人事委員会勧告は、今年度に関しては4月1日に遡って実施ということになりますので、令和7年度の人件費にどう影響するかというところで、約9億5,000万円とご認識をいただければと思います。

## ○山本委員

ありがとうございます。

そうすると、私の理解が至らず、何度も申し訳ございませんけれども、今年度分でおおよそ10億円ぐらいが増えるということで、そうすると、来年度としても同じなのか、増えるのかというところで、細かくて恐縮なのですけれども、お願ひいたします。

## ○宮尾人事課長

来年度の人事費といいますのは、実はどこの自治体も似ている形だと思うのですけれども、今年度の10月時点の人事費で、当然、今回の勧告も反映をさせて、10月1日時点のデータを基に来年度の人事費を積算させていただきます。

1年以上間が空きますので、当然、その場合上下が出てきますので、その辺については、額にもよりますけれども、補正をかけて、足らずまいを合わせていくなどの対応となります。

## ○山本委員

ありがとうございます。つまりは、今年度補正をかけて、今年度当初予算に比べて、補正をかけるかどうかはともかく、当初見込みよりも10億円ぐらい上回るということと、来年度はその算定に基づき、修正後の予算で対応されるということになるということで、と理解しましたが、よろしいですか。

## ○宮尾人事課長

委員お見込みのとおりでございます。

## ○山本委員

正確に理解できました。ありがとうございます。

考え方を述べさせていただきますけれども、職員の皆様の働く意欲を上げるためにも、給与、そして、福利厚生というのはすごく重要な要素で、予算をしっかりと確保して充実させてほしいと考えております。

給与改定を進めていただくとともに、区として魅力的な人材が集まるように、人材育成、評価、定着までを含む、総合的に有効な人事戦略をしっかりと進めてほしいというところと、あと、これまでも私申し上げておりますし、ほかの委員からもお話がありましたけれども、同時に、やりがいが持てるような職務配属、それから、過度な負担が生じないような業務配慮、それから、働きやすい職場環境の整備を進めていただくことを期待しております。こちらはコメントがあればお願ひいたします。

## ○宮尾人事課長

今、まさに委員からお話しいただいたこと、全てがそのベクトルに向かって、我々、仕事をさせていただいております。

時に一部足らない部分というのが時々で出てしまう場合もありますけれども、ただ、そういったことがあっても、その方向性、ベクトルだけは決して外さないように、全ての職員が生き生きとやりがいを持って、自身の仕事に誇りを持って、それがひいては良質な区民サービスの向上につながると思っております。しっかりと肝に銘じてこれからも仕事に取り組んでまいりたいと思います。

## ○石田（秀）委員長

ほかに大丈夫ですか。

私から少し聞いていいですか。これ、私は基本的にすごく大賛成です。それで、もっと私はやったほうがいいと思っています。大前提はそこです。

その中でお伺いをしたいのは、まず、これは世の中がそうだというのであればしようがないけれども、

国も100人に変えました。私も、1,000人という話は違うけれども、これはもう少し規模が多くてもいいと思っている。理由はあります。そういう少し多めのところの平均値を出してこないと、人事院は皆さんの給与が上げづらい。それはやはり人事院がやってくれないと、無理がある。国がやってくれないと、無理がある。国も、100人などと言っているから、いい人材が集まらないのです。これは、国は、あの人たちがやはり日本国をしょって立っているのです。それは必ず優秀な方がいてくれないと、それは駄目なのです。東京都も大分近いと思っているし、それは区の職員の方々も、私はそれに近いと思っているし、イコールだとも思っている。だから、そういう意味では、もう少し上のところからスタートしていく。

だけれども、そのときに、区民の方に分かってもらうには、例えば、人事評価に基づいて給与を下げる。こういうことをしっかりと目に見えるようにする。若い職員が上がって、それはいいのだけれども、若い職員は、品川の場合は恵まれたことに第1希望で入ってくるのでしょうか。だけれども、入ってきて、結構辞めてしまっている。転職している人が結構いる。これは、優秀な人ほど私は辞めているような気がしてならないのです。ここら辺の人事評価は分からぬけれども。だけど、人事評価をそのようにしっかりと、そういう人たちが残れる。人事評価が高い人、そういう人たちが残れる体制。これはお金だけではない。それは下から上に行ける人事評価も先ほどやつていくと言ったのだけれども、上から降格はなかなか難しいし、なつかつ、今、降格をやり出したけれども、そうではなくて、分限処分も必要なのです。これが法的に難しいのも分かるけれども、ここをきっちりやつていかないと、区民からすぐ言われる。見ていて、役人は遊んでいるだけではないかと。こういう評価をすぐ我々も聞く。こういうことを言われたときに、そうではないですよ、一生懸命やっていますよと、我々も言っています。私は、そのように言えるような形を見る化してほしい。ぜひそういうことをしていただきたいのと、免職も、こういうことがあってこうなっていますと。

もう一つ言うと、係長と課長はどれだけ給与が違うのですか。私は大きく違つていいと思っているのです。いや、大して変わらないから、管理職の責任を持つのは嫌だからとやっている係長、私の感覚では結構います。違うなら違うと言ってくれていいけれども、そういうことが起きること自体は、私はいいと思っている。

だから、あまり私がずっと言うと、ずっとしゃべってしまうからやめるけれども、ぜひこういうことも踏まえていただいて、皆さんが、特に管理職なのだから、そういう意味で、若い人たちももっと引っ張ってもらって、もっといい職場というか、お金のことももちろんだけれども、それをぜひやつていただきたい。

もう一つ言うと、区民の皆さんからも声が出るのは、会計年度任用職員、これをどうやっていくのだということ。すごく会計年度任用職員の職員数は4桁です。変な話、保育園とか幼稚園とか、たしか500人以上いるのです。七、八百人いたか。そういう人たちもいると、私たち、資格はないのは分かるけれども、資格のある人とどう違うとか、こんな会計年度任用職員なんか見ていたら、今、みんなやろうといったら、ベビーシッターのほうがよほど金になるから、そちらに行こうなどという話です。それでは本当は駄目なのです。役所で会計年度任用職員として、区民の皆さん、子どもたちのためにやつていきたいと思うような職場でなかつたら駄目だと思う。そこら辺は、ぜひしっかりとこういうときに合わせて会計年度任用職員もやっていただきたいと思うのだけれども、見解を話してほしい。それだけでいいです。

○宮尾人事課長

たくさんお話をいただきました。退職に関しては、やはり品川区も、全体で普通退職の占める年齢層としては、20代30代が多くを占めております。これは品川区に限った特徴ではありませんけれども、背景はいろいろありますが、一つには、転職市場がこなれてきているということも一つあるのではないかと。そうは言っても、続けたいけれども辞めざるを得ないという事情のある職員もおりますので、そういうことには真摯に向き合う必要があると思ってございます。

それから、課長と係長の処遇と給料差というところでございますが、実は今回の人事委員会勧告で、係長級のレンジと課長級のレンジ、また、課長と部長の給料が重なっている部分が、今回の勧告によつてかなりそれが改善というか、全く重ならないということではないのですが、重なり具合が少なくなるというような内容になっているということが特徴として一つ言えると思います。

それから、最後に会計年度任用職員の処遇というお話がありましたけれども、こちらも、私たちは重要な視点、テーマとして持ち合わせております。常にそのお仕事に見合った処遇をしっかりと整える、準備をするというような視点も持っておりますので、これも引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

1点だけ。今のお話の中で、採用して人が集まるということは感謝をしたい。中小企業は、よく話題に出るけれども、例えば、幼稚園でもどこでも、私立幼稚園も話をすると、人がいないと、派遣会社に頼むと、紹介料を100万円ぐらい取られてしまうとか、みんな、我々の業界のところも、建設業とか、様々なところは、人がいないと、金額が高くてもしようがない。頼むかと。こんなことばかりなのです。現場を間に合わせなくてはいけないので、助っ人をやつたら赤字になってしまうみたいな、中小企業はそういう苦しさもあって、みんな、人を採用するということに、知り合いで入ってくれというなら、それはゼロ円だからいいです。だけど、しようがないからいろいろなところへ頼んだりすると、100万円とかかかってしまう。100万円150万円。そういう意味で、区の採用でこれがなければ、それは大変感謝をしていただきたい。

どこでも今、みんな辞めると言っていたけれども、私の感覚は、役所を辞める人というのは、もう一段給料のいいところとか、やりがいのあるところへ行っている人が多いと思うのです。それこそ、こんなことを言つたら怒られるかもしれないけれども、精神的に参ったとか、もう少し一回お休みしようかとか、少し落ち着いてもう一度再復帰を考えようかと、そういう人もいるかもしれない。だけれども、結構みんな、いいところへ行っている。私の知っている人も、30ぐらいで、それは上場企業だけれども、上場企業から上場企業へ行って、いきなり800万円ぐらいまで増えて、だけど、それはそういう人というのは、上場企業の結構大きいところはいるわけです。だけど、今、そういう人が転職するというのもありな時代です。積み上げていくかというと、そうでもない。だけど、積み上げていかなくてはいけないのは、行政は本当に大変です。積み上げが大切なだから。そういう意味でも大事に育ててあげるというのが非常に大切だと思う。そういう意味でいうと、お金がかかっていないのだから。中途の人も、別にそこで紹介料を払っているわけではないのだから、そういうことをぜひ踏まえてやつていただきたいのと、上に行けるというのは、今聞いたからいいけれども、ぜひそういうことも踏まえていたいし、外国人も少し考えてほしい。外国人もいい人はいっぱいいます。そういう人もやっているのだろうけれども、積極的にやっていくとか、会計年度任用職員でも何でも、どんどんそのようにやつていくとか、そういうことも私はありだと思っているので、ぜひそういうことも踏まえて考えていただきたい

ければと思います。

これはお願ひだけしておきます。ずっとしゃべってしまうから、やめておく。ぜひよろしくお願ひします。

それでは、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

### 3 その他

○石田（秀）委員長

次に、予定表3、その他を議題にします。

その他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

それでは、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時31分閉会